

第49回国際交流助成応募要領

国際交流助成応募は、本要領によって行われますから、所定の申請書に正確に記載してください。

1. 助成の対象領域

化学の領域における基礎研究または応用研究に関する国際交流に貢献することが期待されるところの、次の部門を対象とします。

- (1) 海外における国際研究集会への発表のための出席、または主催者側から必要と認められて招聘される者に対する助成（ただし、国公費による出張者は除く）
- (2) 国内で行われる国際研究集会への助成
- (3) 国外で行われる国際研究集会への助成

2. 応募者の資格

応募者は、次の機関に所属する常勤の者としします。ただし、海外研究者の場合を除きます。

- ① 大学、高等専門学校
- ② 国公立等の試験研究機関
- ③ その他本財団で認めた者

3. 助成の金額

各助成対象範囲を定め、次の金額を基準とします。

- (1) 海外出張の場合：渡航運賃(航空運賃、国内交通費、現地宿泊先までの交通費を含む)、参加費の助成を対象とし、1件30万円までを限度として、金額は地域により異なります
- (2) 国内集会の場合：会場借料、印刷費、国内滞在費等の助成を対象とし、1件50万円までを限度とします
- (3) 国外集会の場合：会場借料、印刷費、招聘費等の助成を対象とし、1件50万円までを限度とします

4. 応募者の推薦

応募は、すべて推薦によるものとしします。この場合の推薦者は、本財団役員および評議員又は本財団で適当と認めた化学系学会等に限ります。

ただし、選考委員該当者は除かれます。

5. 助成の基準

開催される国際研究集会は、いずれも国際的に権威ある機関または団体が主催するものであって、この要領第1項に掲げる研究対象領域であることとします。

なお、海外出張の場合、「研究費の助成」と同じ研究テーマで応募することはできません。

6. 対象期間

助成の対象となる事業は、次の期間内に実施されるものとしします。

海外出張の場合：「2027年4月1日から2028年3月31日までの間」

国内集会の場合：「2027年4月1日から2029年3月31日までの間」

国外集会の場合：「2027年4月1日から2029年3月31日までの間」

7. 助成対象者の選定

対象者の選定は、選考委員会において厳正な審査を経て、その採否を理事会で決定します。なお、採択後申請時と異なる事態を生じた場合は、採択が取り消されることもありますので充分注意してください。

8. 選考結果の連絡時期および助成金の交付時期

選考結果の連絡時期 3月中旬

助成金の交付時期 6月中旬

9. 終了報告

海外から帰国、または国際研究集会終了後、いずれも「2ヵ月以内」に、所定の「終了報告書」を提出しなければなりません。

なお国際研究集会の場合、発表する際の資料に、本財団の助成があった旨記載し、最後に謝辞を述べてください。また、会議配布の印刷物に、本財団の助成があった旨記載し、該当の印刷物1部を本財団宛に提出してください。

10. 申請書の作成

所定の申請書に必要事項を記載し、海外出張の場合は会議内容がわかる資料に会議出席申込書または招待状の写しを添えて、必ず「推薦者を經由」して提出してください。

なお、提出書類は片面印刷で1部提出願います。

11. 推薦書（申請書）の提出

① 推薦が化学系学会等の場合

学会等が指定する提出期限までに学会等宛に申請書を郵送してください。学会等で推薦が決まった申請書は、下記提出期間内に本財団へ郵送されます。

② 推薦者が本財団役員・評議員の場合

下記提出期間は推薦者が本財団へ郵送する期間となりますのでご注意願います。

③ 推薦者からの提出期間及び宛先

期 間：2027年1月4日（月）～ 同年1月15日（金）財団事務局必着

提出先：〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子150番地

東京応化工業株式会社ビル2F

公益財団法人東京応化科学技術振興財団 宛

12. 個人情報保護法に関する事項

① 本財団が上記の国際交流助成金申請に関して取得する個人情報は、選考作業や助成の可否の通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。

② 本財団は本助成が決定した場合、決定者の氏名、所属、対象となる国際研究集会に関する内容等を本財団のホームページ等で公開します。

以上